路外駐車場の届出に必要な書類

1．　路外駐車場の設置（変更）の届出

■届出時期：工事着手前（変更の場合は、変更前）　　■必要部数：1部（副本が必要な方は2部）

（注意）下線を引いた様式は、指定様式を使用してください。　変更の場合の添付書類は、変更に係る図面等のみです。

		名称等	備考
1	駐車場法	**路外駐車場設置（変更）届出書**	変更の場合は、変更箇所を赤書
2		位置図（縮尺1/10,000以上）	路外駐車場の位置や周辺の学校等主要施設を表示したもの
3		平面図（縮尺1/200以上）	駐車場の区域、出入口、車路、駐車マス、その他主要施設、附近の道路・その道路の施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋を表示したもの
4		利用案内板のサイン	駐車場の供用時間及び駐車料金の明示等 ※届出時点で未定の場合は、工事完了までに提出
5		各階の平面図（縮尺1/200以上） ※建築物である駐車場の場合のみ	
6		立面図（2面以上）（縮尺1/200以上） ※建築物である駐車場の場合のみ	
7		断面図（2面以上）（縮尺1/200以上） ※建築物である駐車場の場合のみ	
8		構造及び設備基準を満たしていることが確認できる書類	駐車場法施行令6～15条の基準 ※車路の寸法等は、平面図に表示でも可
8	バリアフリー法	**路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面** ※特定路外駐車場の場合のみ	４．１の書類
9		**チェックシート**	

2．　路外駐車場の管理規程（変更）の届出

■届出時期：駐車場の供用開始後10日以内（変更の場合は、変更後10日以内）。なお、設置（変更）届出と同時でも差し支えありません。

■必要部数：1部（副本が必要な方は2部）

（注意）下線を引いた様式は、指定様式を使用してください。

		名称等	備考
1	駐車場法	**路外駐車場管理規程　届出書**	
		路外駐車場管理規程　変更届出書	
2		管理規程	※管理規程は、管理規程（例）を参考に作成 ※変更の場合は、変更後の管理規程の全文
		【管理規程の必要記載事項】 ①路外駐車場の名称 ②路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） ③路外駐車場の供用時間に関する事項（休業日ならびに1日における供用時間の開始及び終了の時刻） ④駐車料金に関する事項（駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は上限額をもって定めること） ⑤路外駐車場の供用契約に関する事項(路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含めること) ⑥附帯業務の概要（附帯業務がある場合） ⑦路外駐車場の構造上駐車することができない自動車	
3		**チェックシート**	

参考　路外駐車場の設置・管理規程の変更届出が必要な場合

変更の内容	設置 変更届	管理規程 変更届	備考
管理者の変更（名称変更を含む）	必要	必要	駐車場管理者が法人の場合、代表者のみの変更については届け出不要
管理者の住所の変更	不要	必要	
駐車場の名称の変更	必要	必要	
駐車場の規模、構造、設備の変更	必要	必要 ※	※管理規程の内容に変更が生じない場合は、管理規程変更届は不要
附帯業務の変更	必要	必要	
駐車料金の変更	不要	必要	
供用時間、供用契約、駐車場の構造上駐車することのできない自動車、附帯業務	不要	必要	

※表に記載した事項以外でも、届け出た事項を変更するときは、変更の届出をしてください

3．　路外駐車場の休止・廃止・再開の届出

■届出時期：それぞれの行為後10日以内

■必要部数：1部（副本が必要な方は2部）

（注意）下線を引いた様式は、指定様式を使用してください。

		名称等	備考
1	駐車場法	**路外駐車場　休止届**	
		路外駐車場　廃止届	
		路外駐車場　再開届	
2		平面図 ※一部休止・廃止・再開の場合のみ	

4．　特定路外駐車場の設置（変更）の届出

■届出時期：工事着手前（変更の場合は、変更前）　　**■必要部数：1部（副本が必要な方は2部）**

（注意）下線を引いた様式は、指定様式を使用してください。　変更の場合の添付書類は、変更に係る図面等のみです。

		名称等	備考
1	バリアフリー法	**路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面** ※(1)路外駐車場の設置（変更）の届出と同時に届け出る場合に使用	変更の場合は、変更箇所を赤書 ※１．８の書類
		特定路外駐車場設置（変更）届出書 ※(1)と別に届け出る場合又は(1)の届出が不要の場合に使用	変更の場合は、変更箇所を赤書
2		位置図（縮尺1/10,000以上） ※(1)の届出と同時の場合は省略可	特定路外駐車場の位置や周辺の学校等主要施設を表示したもの
3		平面図（縮尺1/200以上） ※(1)の届出の平面図に右の事項を表示する場合は省略可	特定路外駐車場の区域、車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他主要施設を表示したもの
4		構造及び設備基準を満たしていることが確認できる書類	「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」に定める基準 ※車路の寸法等は、平面図に表示でも可
4		**チェックシート**	